

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・台東区は「地方税に関する事務」を行うために「税務システム」を使用している。
- ・税務システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、『電子情報処理委託に係る標準特記仕様書』および『電算処理の特定個人情報取扱業務委託契約特記事項』を作成し個人情報保護の対策を講じている。
- ・税務事務の一部を外部委託しているが、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の『プライバシーマーク制度』または、『情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度』の認定事業所であることを定め、個人情報の社内規定等を提出させることにより、情報セキュリティ遵守状況を確認している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証やID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定、端末データの持ち出しを制限するなどの対策を講じている。

## 評価実施機関名

東京都台東区長

## 公表日

令和4年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区民税・都民税の賦課に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理事務(特別区民税・都民税、軽自動車税)</p> <p>※納税者から申告・届出又は調査により課税し、納税通知書を送付する。</p> <p>①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。</p> <p>②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。</p> <p>③②について、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。</p> <p>④必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。(情報提供ネットワークシステムも活用)</p> <p>⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。</p> <p>⑥①及び④により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>2. 上記1の結果に基づく収納管理事務</p> <p>※賦課額に基づき、納税者等に対し収納業務を行う。</p> <p>①特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課情報に対する、収納情報の管理</p> <p>②過誤納・督促の情報を管理</p> <p>3. 滞納整理事務</p> <p>※地方税法、国税徴収法に基づき、特別区民税・都民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下滞納者)に対し、滞納整理を行う。</p> <p>①滞納者と納税相談を行う。</p> <p>②滞納者の未納額等の情報を抽出し催告を行う。</p> <p>③地方税法、国税徴収法に基づき、各種財産調査を行う。</p> <p>④地方税法、国税徴収法に基づき、差押等の滞納処分を行う。</p>
③システムの名称	特別区民税・都民税課税支援システム、団体内統合宛名システム、庁内連携システム、中間サーバー、eLTAX審査システム、国税連携システム(eLTAX)、税務システム、滞納管理システム、軽自動車検査情報市区町村提供システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 特別区民税・都民税賦課情報ファイル 2. 軽自動車税賦課情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第1 項番16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【情報提供の根拠】  番号法第19条第8号及び別表第2  項番  1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3,第59条の4</p> <p>【情報照会の根拠】  番号法第19条第8号及び別表第2  項番27</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>区民部 税務課、区民部 収納課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>税務課長、収納課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>台東区 総務部総務課文書係  〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>台東区 区民部税務課課税係  〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1102</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第1 項番16) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法 租税特別措置法 所得税法 国税通則法 等	番号法第9条第1項(別表第1 項番16) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項番 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,6 6,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120  ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第1 条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10 条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22 条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24 条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第 31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第 34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第 40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第 44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第 50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第 59条,第59条の2,第59条の3  【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項番27  ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 20条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2 項番 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,6 6,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,,117,120,121  ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第1 条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10 条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20 条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23 条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26 条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31 条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37 条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第 43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第 49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第 58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59 条の3,第59条の4  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2 項番27  ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 20条	事後	法令改正に伴う変更